

西尾市企業立地インフラ整備支援補助金のご案内

西尾市内に工場等を新增設する企業に対し、当該新增設に伴うインフラ整備事業に要する費用の一部を支援します。

補助金額

工場等の新增設に伴う道路、水路、水道設備の工事費の合計の2分の1以内。【最大1,500万円】

対象業種

日本標準産業分類に掲げる「大分類E（製造業）」に分類される産業に該当する業務のために新增設する工場等が対象となります。

適用要件

以下の①から⑩の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 工事着手する日の7日前までに補助事業認定申請書を提出すること。
- ② 以下のいずれかの補助金等の認定を受ける見込みがあること。※1
(1)西尾市企業再投資促進補助金
(2)西尾市工場等建設奨励金
- ③ 市街化調整区域において、工場等の新增設に伴い新たに取得又は賃借した土地が3,000㎡以上であること。
- ④ 道路、水路又は水道設備を管理する者（各管理者）の承認を受けて行うもの又は各管理者に依頼して必要経費を負担して行うもので、かつ、工事後に各管理者へ移管又は寄附する工事であること。
- ⑤ 補助対象経費が100万円以上であること。
- ⑥ 工場等の敷地外で行う工事であること。
- ⑦ 補助事業認定決定を通知した日から6か月以内に、インフラ整備の工事着手すること。
- ⑧ 工事着手届に記載された工事着手日から5年以内に、建物工事に係る検査を完了すること。
- ⑨ 市税を滞納していないこと。
- ⑩ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと。

※1 補助金交付までに、記載する補助金等の認定がされなかった場合又は認定の取消しを受けた場合は、補助金の認定は取り消します。

お問い合わせ

西尾市 産業部 商工振興課 企業誘致担当

TEL: 0563-65-2158(直通)

企業立地インフラ整備支援補助金 交付スケジュール

①事前協議

②認定申請

※インフラ工事着手日の7日前まで
※交付時に増額は不可

③認定決定通知

④工事着手届

※認定決定通知から6か月以内

⑤工事完了届

⑥建物検査完了届

※工事着手日から5年以内

⑦補助金交付申請

※企業再投資促進補助金又は
工場等建設奨励金の交付決定
から30日以内

⑧補助金交付決定通知

⑨補助金請求・受領

②認定申請に必要な書類

- 1.補助事業認定申請書（様式第1号）
- 2.補助対象事業に要する経費がわかる書類（契約書又は見積書の写し等）
- 3.補助対象事業の計画、工程等を説明する書類
- 4.補助対象事業に係る設計概要等がわかる図面（位置図、公図、配置図、求積図等の写し）及び現況写真
- 5.道路、水路又は水道設備の各管理者からの承認を証する書類の写し
- 6.新增設に係る敷地面積が分かる書類（配置図等の写し）
- 7.市税の完納を証する書類（完納証明書）
- 8.その他市長が必要と認める書類

④工事着手届に必要な書類

- 1.工事着手届（様式第3号）

⑤工事完了届に必要な書類

- 1.工事完了届（様式第4号）
- 2.補助対象事業に要した経費の支払いを証明する書類（請求書及び領収書の写し等）
- 3.完了写真
- 4.その他市長が必要と認める書類

⑥建物検査完了届に必要な書類

- 1.建物検査完了届（様式第5号）
- 2.建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3.その他市長が必要と認める書類

⑦補助金交付申請に必要な書類

- 1.補助金交付申請書（様式第11号）

⑨補助金請求に必要な書類

- 1.補助金交付請求書（様式第13号）

【補助対象例】

①道路

【例1】開発許可に必要となるため、農道で道路管理者が指示するアスファルト舗装の打ち替え等を行う工事。

【例2】開発許可に必要となるため、道路管理者の許可を得て、自らの用地等を提供して狭隘な道路の拡幅を行う工事。

②水路

【例1】水路の付替えを行う工事。（付替え工事に付随する敷地内の工事についても対象。）

③水道設備

【例1】水道管の付替えを行う工事。（付替え工事に付随する敷地内の工事についても対象。）

【対象外工事】

- ・道路について、工場敷地への乗り入れ部分を築造するための工事費は対象となりません。
- ・水路について、占用部分に係る工事費は対象となりません。
- ・水道設備について、本管に係る工事等のうち、既存水道設備の移設を伴わない新規布設に係る工事は対象となりません。
- ・水道設備について、本管から給水管を引き込む工事は対象となりません。